

2014年2月14日 325号

共同センターNEWS

憲法改悪反対共同センター

文京区湯島 2-4-4 全労連会館 03-5842-5611 (FAX5842-5620)

<http://www.kyodo-center.jp> mail: move@zenroren.gr.jp

安倍首相 憲法解釈変更は、国会での審議不要

10日の衆院予算委員会で、安倍首相は、民主党の海江田代表の質問に答え、集団的自衛権の行使を認める憲法解釈の変更について「(安保法制懇の)結論を得たところで与党において議論し、解釈をどうするかは政府一体となって内閣法制局を中心に判断をしていく」と述べました、解釈変更にあたっては、国会での審議を経る必要はないとの認識を示したものです。

また、安倍首相は、解釈変更に踏み切った後の進め方について、「自衛隊がどう実際に動くかの根拠となる法律を改正しなければならない。間違いなく国会で審議いただくことになる」と述べ、関連法案を国会に提出する考えを明言しました。さらに、安倍首相が具体的な行使事例としてあげる「米艦船の防護が集団的自衛権を行使しなくても対応できる」としたことについて、「個別的自衛権を伸ばしていくのは法的に異端なことだ」と述べ、集団的自衛権の行使容認に重ねて前のめりの姿勢を示しました。

安倍首相、北朝鮮を名指し 韓国外交報道官が牽制

また、安倍首相は答弁の中で、集団的自衛権の行使について「北朝鮮が米国を攻撃し、国際社会が経済制裁を行う状況で、北朝鮮に武器弾薬が運ばれているとき、これを阻止しなくてもいいのかどうか議論している」と述べました。行使容認に向けた政府の安保法制懇の議論を説明するなかで、北朝鮮に向かう船舶の検査を行使事例として想定していることを明らかにしたものです。行使対象国を首相が例示したのは異例です。



この北朝鮮を例に挙げて集団的自衛権の行使をめぐる答弁したことに、朝日新聞の報道によると、韓国外交省報道官は11日、「韓(朝鮮)半島に影響を与え、我々の主権と関連する事項は、我々の要請なしに決して行使はできない」と牽制しました。

報道官は「日本の集団的自衛権についての論議は平和憲法を堅持しながら、地域の平和と安定に寄与し、過去の歴史に起因する周辺国の憂慮を解消する方向で透明になされなければならない」と指摘しています。その上で、日本が最近、集団的自衛権の行使を通じて防衛力を増強しようとしており、周辺国や国際社会の疑心を呼び起こしていると批判しています。

解釈改憲「最高責任者は私」と、安倍首相

安倍首相は12日の衆院予算委員会で、集団的自衛権の行使を認める解釈改憲の変更をめぐる「最高責任者は私だ。政府の答弁に責任を持って、その上で選挙で審判を受ける」と答弁しました。歴代内閣は内閣法制局の論議の積み重ねを尊重してきましたが、それを覆して自らの解釈改憲をすすめる考えを示しました。安倍首相主導で解釈改憲に踏み切れれば、国民の自由や権利を守るため、政府を縛る憲法の立憲主義の否定になります。

首相の憲法解釈変更発言 自民党内からも批判続々

集団的自衛権の行使を可能にする憲法解釈変更をめぐる安倍首相の国会答弁に対し、13日の自民党総務会で批判が相次ぎました。

まず村上誠一郎元行革担当相が「首相の発言は、選挙で勝てば憲法を拡大解釈できると理解できる。そのとききの政権が解釈を変更できることになるのは問題がある」と批判。村上氏の発言は、政府が意のままに憲法解釈を変えれば、国会が国権の最高機関としての立場から政府をチェックする三権分立の仕組みが崩れると指摘したものです。

村上氏の発言を受け、野田毅党税調会長が「大事な話で、正面から受け止めるべきだ。内閣法制局と首相の役割を冷静に考えて、答弁は慎重にすべきだ」と指摘。溝手顕正参院議員会長も「いい意見だ」と村上氏に同調しました。船田元・党憲法改正推進本部長も「拡大解釈を自由にやるなら憲法改正は必要ないと言われてしまう」と述べました。

野田聖子総務会長は総務会後の記者会見で、村上氏らの発言を首相に伝える考えを示しました。

「ブレーキ役」自認の公明党への要請を強めよう

安倍政権が集団的自衛権行使容認に前のめりになっている中で、与党内で「ブレーキ役」を果たすと主張してきた公明党の姿勢が問われています。衆院予算委員会で、「首相の答弁に同意するか」と問われた公明党の太田国土交通相は、「全て首相が答えていることに同意している。違和感はない」と答弁しています。

公明党の山口代表は、集団的自衛権の行使を認めないとする現行の解釈改憲を「長い間維持されてきたので法的な安定性を持っている」と評価し、変更には反対する考えを示しています。今回の太田大臣の答弁は、内閣不一致との指摘を避けるための発言と見られます。しかし、「ブレーキ役」と自認する公明党は、改憲暴走にしっかりと「ブレーキ」をかけ、ストップさせて欲しいものですが、大丈夫でしょうか。全国各地で公明党に対する要請も強めましょう。

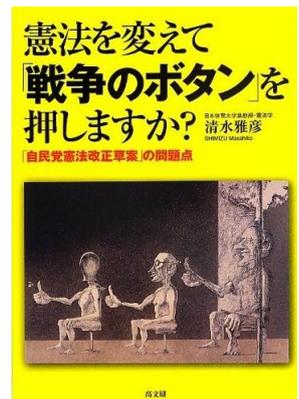
第12回「憲法闘争の発展めざす全国交流集会」の成功を

憲法改悪反対共同センターは、2月22日（土）午前11時よりヒューリック浅草橋ビル(3F ルーム1)にて、第12回「憲法闘争の発展めざす全国交流集会」を開催します。集会で、「憲法改悪ストップ！集団的自衛権行使容認など、安倍政権の暴走を許すな！」と題してシンポジウムをおこないます。パネリストとして、日本体育大学の清水雅彦准教授が登場します。

「自民党改憲草案」と「秘密保護法」を中心に語っていただきます

清水先生は、『憲法を変えて「戦争のボタン」を押しますか？「自民党憲法改正草案」の問題点』（高文研 2013年8月）を出版されています。本の構成は、自民党の憲法改正草案と現行の日本国憲法の条文対照表を右頁に載せ、その左頁からは右頁掲載条文の考察となっています。「前文」から始まり、「天皇」「安全保障」「国民の権利及び義務」「国会」「内閣」「司法」「財政」「地方自治」「緊急事態」「改正」「最高法規」の12章を解説しています。各章の構成は、上段が本論で、下段は本論中の用語・概念に対する注となっており、時に、より突っ込んだ論考を配置されています。各章どこからでも読み始めることができる構成になっています。（著書の内容紹介より）

また、清水先生は、フリージャーナリストのインタビューに応え、「秘密保全法の制定は、日米共同の軍事活動を推進するためのものです」と応えています。さらに、「秘密保全法の制定により、『特別秘密』にアクセスできる人間が一部の人間に限定されるようになると、『公共の秩序を守る』という名目のもと、一切の情報が国民に対して開示されなくなってしまう」、「自民党が進める秘密保全法と憲法改正がセットになることで、国家が国民の上位に位置することになります。国民のプライバシーは保護しないが、国家のプライバシーは守る、という理屈です」等と語っています。



◆2月22日(土)11時～16時半 ◆ヒューリック浅草橋ビル(3F ルーム1)

◇東京都台東区浅草橋 1-22-16

【最寄駅】

JR 浅草橋駅 [西口] より徒歩1分

都営浅草線 浅草橋 [A3 出口] より徒歩3分

<プログラム>
主催者あいさつ
国会報告
シンポジウム
基調報告
交流/まとめ

<シンポジウム> パネリスト*山口真美さん(自由法曹団事務局長)
*清水雅彦さん(日体大准教授・憲法学)
*塚田薫さん(愛知大学法学部在学中)

憲法改悪 STOP!

集団的自衛権行使容認など安倍政権の暴走を許すな!

清水先生には、自民党改憲草案や秘密保護法の問題点とともに、ご自身の廃案・廃止に向けて奮闘されて来られた経験をお話しいたします。

是非、多くの皆さんに「全国交流集会」にご参加いただき、ともに学びあいましょう。

憲法を学び、生かし、平和な日本と世界を!